

大和市告示第73号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「実施規則」という。）に規定する介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(介護予防訪問型サービス及び訪問型サービスAの基準)

第2条 介護予防訪問型サービス及び訪問型サービスAの人員、設備、運営等の基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「国基準」という。）第2章第1節から第5節までの規定を準用する。この場合において、国基準第37条第2項及び第106条第2項中「2年」とあるのは「5年」と、国基準第99条第4項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(介護予防通所型サービスの基準)

第3条 介護予防通所型サービスの人員、設備、運営等の基準は、国基準第7章第1節から第5節までの規定を準用する。ただし、国基準第97条に規定する従事者の員数については、介護予防通所型サービスの事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とし、当該従業者は、介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者又は一定の研修を修了した者でなければならない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。